

各位

時下 ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

また、日頃から医療保険の事業運営にご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

厚生労働省から発出される通知等につきまして、別添のとおり送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

<厚生労働省通知等>

【6月4日付け】

令和6年6月4日付けでお送りした、令和6年5月29日付けで発出された柔道整復療養費の改定に関する改正通知について、

ご参考までに改正反映版を送付いたします。

- ・(参考) 柔道整復師の施術に係る療養費について (最終改正 令和6年5月29日付保発0529第3号)
- ・(参考) 柔道整復師の施術料金の算定方法 (最終改正 令和6年5月29日付保発0529第4号)
- ・(参考) 柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について (通知) (最終改正 令和6年5月29日付保発0529第1号)
- ・(参考) 柔道整復師の施術に係る療養費について (通知) (最終改正 令和6年5月29日付保医発0529第2号)
- ・(参考) 柔道整復師の施術に係る療養費について (通知) (最終改正 令和6年5月29日付保医発0529第3号)

<九州厚生局ホームページ掲載場所>

九州厚生局 > 業務内容 > 柔道整復師の方へ

([https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido\\_kansa/judo/index.html](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/shinsei/shido_kansa/judo/index.html))

(平成 22 年 5 月 24 日 保発 0524 第 2 号)  
(平成 22 年 11 月 29 日 保発 1129 第 3 号)  
(平成 25 年 4 月 24 日 保発 0424 第 2 号)  
(平成 29 年 9 月 4 日 保発 0904 第 2 号)  
(平成 30 年 1 月 16 日 保発 0116 第 1 号)  
(平成 30 年 5 月 24 日 保発 0524 第 2 号)  
(令和 2 年 5 月 22 日 保発 0522 第 6 号)  
(令和 3 年 3 月 24 日 保発 0324 第 1 号)  
(令和 4 年 2 月 14 日 保発 0214 第 2 号)  
(令和 4 年 3 月 22 日 保発 0322 第 4 号)  
(令和 4 年 5 月 27 日 保発 0527 第 2 号)  
(令和 6 年 2 月 9 日 保発 0209 第 1 号)  
(令和 6 年 2 月 21 日 保発 0221 第 3 号)  
(最終改正 令和 6 年 5 月 29 日 保発 0529 第 3 号)

### 柔道整復師の施術に係る療養費について

標記については、平成 20 年 9 月 22 日付保発第 0922002 号通知により実施しているところであるが、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺憾のないようご配慮願いたい。

#### 記

##### 1 改正の目的

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）のより一層の適正な制度運営を図るため、柔道整復療養費の受領委任の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）に係る所要の改正を行ったこと。

##### 2 改正の内容

受領委任の取扱いについては、社団法人日本柔道整復師会の会員にあっては別添 1 により、またその他の柔道整復師にあっては別添 2 により、それぞれ取り扱うものとする。

### 3 平成22年6月以降の取扱い

平成22年6月1日以降新たに受領委任の取扱いの届け出又は申し出をした者については、改正後の本通知の取扱いに従うこととする。

ただし、別添1別紙及び別添2のそれぞれの第3章17、それぞれの第3章20、それぞれの第4章23(5)、それぞれの第8章37及びそれぞれの第8章38については平成22年9月1日から、それぞれの第4章23(6)については、平成23年1月1日から実施するものであること。

また、平成22年5月31日までに既に受領委任の取扱いに係る協定又は契約の締結済みの者については、特段の申し出がない限り、平成22年9月1日以降、改正後の協定又は契約を締結したものとみなして平成22年9月1日からそれに従うこととする。

ただし、別添1別紙及び別添2のそれぞれの第4章23(6)については、平成23年1月1日から実施するものであること。

### 4 届出等について

改正後の受領委任の取扱いを継続する柔道整復師は、平成22年8月20日までに別添1別紙第2章8の届け出又は別添2第2章8の申し出を、施術所の所在地の厚生(支)局長及び都道府県知事に行う必要があること。

また、改正後の受領委任の取扱いを継続しない柔道整復師は、平成22年8月20日までに別添1別紙第2章12の届出事項の変更又は別添2第2章12の申出事項の変更を、施術所の所在地の厚生(支)局長及び都道府県知事に行う必要があること。

### 5 平成22年8月31日をもって平成20年9月22日付保発第0922002号通知を廃止すること。

別添 1

## 協 定 書

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いについて、別紙のとおり合意する。

〇 〇 厚 生 （ 支 ） 局 長      〇 〇 〇 〇      印

〇 〇 都 道 府 県 知 事      〇 〇 〇 〇      印

公益社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長      〇 〇 〇 〇      印

## 別紙

### 第1章 総則

#### (目的)

- 1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を、〇〇厚生（支）局長（以下「甲」という。）及び〇〇都道府県知事（以下「乙」という。）と公益社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。

#### (委任)

- 2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。
- 3 2の委任は、本協定の締結並びに第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

#### (受領委任の施術所及び施術管理者)

- 4 施術所の開設者である会員を受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とし、一人置くこと。

ただし、開設者が会員でない場合又は開設者である会員が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する会員の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。

開設者はこの協定により受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び柔道整復施術療養費支給申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同

等の責任を負うものとする。

- 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日保発0116第2号厚生労働省保険局長通知）の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、3年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は2年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。
- 6 施術管理者は、第2章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を8の確約を行うに当たって甲、乙及び丙に提出すること。
- 7 施術管理者は、施術所に勤務する柔道整復師が行う施術を含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者であることから、複数の施術所の施術管理者となることは原則として認められないものであること。  
例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合については、各施術所間の距離等を勘案のうえ、各施術所における管理を行う日（曜日）及び時間を明確にさせる必要があること。

## 第2章 確約及び登録等

### （確約）

- 8 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である会員は、様式第1号により、本協定に定める事項を遵守することについて、甲、乙及び丙に確約しなければならないこと。

### （受領委任の届け出）

- 9 8の確約を行った会員は、様式第2号（様式第2号の2を含む。）により、会員が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第3章に定める事項を遵守し、第2章12及び15並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、丙を経由して甲と乙に届け出ること。

(反社会的勢力の排除)

10 9の届け出に当たっては、会員は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、様式第2号の3により、丙を経由して甲と乙に届け出ること。

- (1) 施術管理者又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (2) 施術管理者又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 施術管理者又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
- (7) 施術管理者又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (8) 施術管理者又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (9) 施術管理者又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
- (10) 施術管理者又は開設者が、その他(6)から(9)の各号に準ずる行為を行う者

(受領委任の登録)

11 甲と乙は、9及び10の届け出を行った会員について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いに係る登録を行い、登録年月日以後、受領委任の取扱いを認めること。また、その場合は、様式第3号により、丙を経由して登録された当該会員(以下「丁」という。)に登録した旨を通知すること。

- (1) 施術管理者である会員又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。
- (2) 当該届け出を行った会員が勤務しようとする施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原則とし

て5年を経過しないとき。

- (3) 受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。
- (4) 不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。
- (5) 二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。
- (6) 施術管理者又は開設者が第8章42の指導を重ねて受けたとき。
- (7) 施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第65条第3項第3号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (8) 施術管理者又は開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (9) 施術管理者又は開設者が健康保険法第65条第3項第5号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- (10) 受領委任の取扱いの中止を逃れるために登録を辞退して、その後しばらくして登録の届け出をしてきたとき。
- (11) 指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再届け出時を迎えたとき。
- (12) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

#### (勤務する柔道整復師の施術)

- 12 11により登録された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、丁が行うこと。

#### (施術所の制限)

- 13 受領委任の取扱いは、11により登録された施術所（以下「登録施術所」という。）においてのみ認められること。

例外的に丁が登録施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、8、9及び10の手続きを経て、甲と乙が受領委任の取扱いに係る登録を行う必要があること。

#### (届出事項の変更等)

- 14 丁は、9及び10により届け出されている当該施術所及び勤務する柔道整復

師に関する事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4号により、速やかに丙を経由して甲と乙に届け出ること。

ただし、登録施術所の住所が変更となった場合には、改めて8、9及び10の手続きを行うこと。

また、施術管理者又は開設者が変更となった場合には、10の手続きを行うこと。

(受領委任の取扱いの中止)

15 甲と乙は、丁又は勤務する柔道整復師について、次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本協定に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) 施術管理者又は開設者について、10の届け出に虚偽があったとき、届け出に反したとき又は10に規定する各項目のいずれかに該当するに至ったとき。(勤務する柔道整復師を除く。)
- (4) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

### 第3章 保険施術の取扱い

(施術の担当方針)

16 丁及び勤務する柔道整復師は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術(以下「施術」という。)を行うこと。

また、施術は、被保険者又は被扶養者である患者(以下「患者」という。)の療養上妥当適切なものとする。

また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

(柔道整復師の氏名の掲示)

17 丁は、施術所内の見やすい場所に、丁及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示すること。

(受給資格の確認等)

18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。

(1) 丁は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

(2) 丁は、オンライン資格確認の利用に当たって「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守すること。

(療養費の算定、一部負担金の受領等)

19 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。

なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。

ただし、算定基準の備考4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

(領収証及び明細書の交付)

20 丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、丁は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、丁は、患者から求められたときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金

の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

(意見書の交付)

- 21 丁は、患者から傷病手当金を受けるために必要な傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(施術録の記載)

- 22 開設者及び丁は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して整理し、丁及び勤務する柔道整復師が患者に施術を行った場合は、当該施術に関し、必要な事項を受領委任に係る施術に関する施術録に遅滞なく記載させるとともに、施術が完結した日から5年間保存すること。

(個人情報の取扱い)

- 22 の2 丁は、療養費の受領等の業務のために知り得た患者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとする。

(医師の同意の記載)

- 23 丁及び勤務する柔道整復師は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、施術録にその旨を記載するとともに、第4章26の申請書に記載すること。

(保険者への通知)

- 24 丁は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。
- (1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。
  - (2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。
  - (3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

(施術の方針)

- 25 丁及び勤務する柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。
- (1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。  
また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。

- (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。
- (3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。
- この場合、同意を求めるとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。
- (4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

#### 第4章 療養費の請求

(申請書の作成)

- 26 丁は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。
- (1) 申請書の様式は、様式第5号とすること。
- (2) 申請書を月単位で作成すること。
- (3) 同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の申請書において作成すること。（同一月内に治癒又は中止した後、新たな負傷が発生した場合を含む。）
- (4) 申請書の「住所」欄には住所のほか郵便番号、電話番号の記入を求めること。「受取代理人への委任」欄は、患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からば印を受けること。
- (5) 「負傷の原因欄」については、次の各項目（④の項目については、船員保険に限る。）のうち該当するものを記載すること。
- ① 業務災害、通勤災害又は第三者行為以外の原因による。
- ② 第三者行為による。（交通事故、その他の事故）
- ③ 業務災害（通勤災害、第三者行為）の疑いがある原因による。（ ）
- ④ 職務上（通勤）の原因による。
- （注1）②に該当するときは、（ ）内に交通事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2) ③に該当するときは、( ) 内に具体的な負傷の原因を記載すること。

また、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載すること。

(6) 施術日がわかるよう申請書に記載すること。

(申請書の送付)

27 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付すること。

丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、29により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、丁単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。

(申請書の返戻)

28 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、丁が所属する丙を経由して丁に返戻すること。

## 第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

29 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部(以下「健保協会支部」という。)に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

ただし、船員保険に係る申請書の審査は、全国健康保険協会東京都支部に設置される柔道整復療養費審査委員会において実施すること。

乙は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国保連合会と協議の上、国保連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会(以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。)を設置させることができること。

ただし、乙が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と乙の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険

組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

- 30 健保協会支部長、国保連合会又は柔整審査会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して開設者、丁及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができること。

(守秘義務)

- 31 柔整審査会の審査委員は又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

## 第6章 療養費の支払い

(療養費の支払い)

- 32 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

- 33 保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、28と同様の取扱いによること。

- 34 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

- 35 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。

なお、保険者等が調査に基づき不支給等の決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うとともに、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこと。

- 36 丁は、申請書の記載内容等について丙、保険者等又は柔整審査会から照会

を受けた場合は、的確に回答すること。

- 37 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第8号又はそれに準ずる様式の書類を記入の上、申請書の写しを添えて、丁が所属する丙を経由して丁へ送付すること。
- 38 保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。

## 第7章 再審査

(再審査の申し出)

- 39 丁は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、丙及び健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長（船員保険に係るものにあつては、全国健康保険協会東京都支部長）又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。  
なお、丁は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。
- 40 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び丁から再審査の申し出があつた場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

## 第8章 指導・監査

(指導・監査)

- 41 開設者、丁及び勤務する柔道整復師は、甲と乙が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。
- 42 開設者、丁及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本協定に違反した場合は、甲と乙はその是正等について指導を行うこと。
- 43 保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があ

るかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができること。

- 44 保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する甲又は乙に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分（概ね 10 人の患者分あることが望ましい）あるものを優先して提供すること。

（廃止後の取扱い）

- 45 廃止された施術所の開設者、丁及び勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後 5 年間は、甲と乙が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

## 第 9 章 患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

- 46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第 5 号の 2 とすること。

- (1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。
- (2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第 9 号及び第 9 号の 2 を標準とする。）を送付すること。
  - ① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求が行われた柔道整復師である患者
  - ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
  - ③ 保険者等が、患者に対する 35 の照会を適切な時期に患者に分かりやす

い照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者

- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- ⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考4.ただし書に規定する場合に該当する患者）

(3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由（⑤に該当する患者は除く。）とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第10号及び第10号の2を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

(5) 保険者等は、(2)①に該当する患者については、(2)及び(3)の手続きを経ることなく、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、(4)の償還払い変更通知を送付することができること。

#### （償還払いの実施）

47 保険者等は、46(4)の対象患者について、償還払い変更通知が当該患者に到着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更すること。

48 46(4)の償還払い変更通知が到着した施術所の施術管理者は、償還払い変更

通知に記載された対象患者について、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

49 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所の施術管理者は、患者が償還払い変更通知を提示した場合は、当該患者に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

50 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所において、償還払いに変更となった患者が償還払い変更通知を提示しなかったことにより、当該患者に対する施術について、施術管理者が保険者等に療養費の請求を行った場合は、保険者等は、当該施術管理者に対して、当該患者が償還払いに変更となっていることを通知するとともに、当該通知が到着した月までに行われた施術については、受領委任の取扱いによって、当該施術管理者に療養費を支払うこと。

(受領委任の取扱いの再開)

51 保険者等は、47により償還払いに変更となった患者について、それぞれの状況に応じて定期的な確認を行い、受療状況や請求状況が改善されるなど、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者並びに46(4)及び50により償還払いへの変更を通知した施術管理者に対して、受領委任の取扱い再開通知(様式第11号及び第11号の2を標準とする。)を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、受領委任の取扱い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に施術を受ける場合は、受領委任の取扱い再開通知を施術所に提示するよう指導すること。

52 保険者等は、51の対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いとすること。

53 51の受領委任の取扱い再開通知が到着した施術所の施術管理者は、受領委

任の取扱い再開通知に記載された対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載された受領委任の取扱いの再開月以降に行う施術については、受領委任の取扱いとすること。

## 第 10 章 その他

### (情報提供等)

54 甲又は乙は、11 の受領委任の取扱いに係る登録を行った丁に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。

また、15 により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長及び健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

### (広報及び講習会)

55 丙は、本協定に基づく受領委任の取扱いを徹底するため、適宜、広報及び講習会の開催を行うものとする。

### (協力)

56 甲と乙は、受領委任の取扱いに当たっては、必要に応じ丙と協議する等、丙の協力を得て円滑な実施に努めること。

### (協定期間)

57 本協定の有効期間は、令和〇年〇月〇日から1年間とする。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に1年間順次更新したものとする。

### (適用除外)

58 以下に掲げる場合は、5を適用しない。

(1) 平成30年3月31日において、既に11による受領委任の登録がされた施術管理者が受領委任の取扱いを継続して行う場合。

(2) 登録施術所の所在地の変更又は本協定から受領委任の取扱規定に基づく契約への変更を事由とし継続して施術管理者となる場合

様式第1号～様式第11号の2 省略

## 別添 2

### 受領委任の取扱規程

#### 第1章 総則

##### (目的)

- 1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。

##### (委任)

- 2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、地方厚生（支）局長（以下「厚生（支）局長」という。）は、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。
- 3 2の委任は、第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

##### (受領委任の施術所及び施術管理者)

- 4 施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とし、一人置くこと。

ただし、開設者が柔道整復師でない場合又は開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。

開設者はこの契約により受領委任を取り扱う施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った保険施術及び柔道整復施術療養費支給申請について、これらの者を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負うものとする。

- 5 施術管理者は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成 30 年 1 月 16 日保発 0116 第 2 号厚生労働省保険局長通知）の別紙 1 「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、3 年以上（うち、保険医療機関で従事した期間は 2 年まで）柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙 2 「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の 2 で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。
- 6 施術管理者は、第 2 章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を 8 の確約を行うに当たって施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に提出すること。
- 7 施術管理者は、施術所に勤務する柔道整復師が行う施術を含め、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理する者であることから、複数の施術所の施術管理者となることは原則として認められないものであること。  
例外的に複数の施術所の施術管理者となる場合については、各施術所間の距離等を勘案のうえ、各施術所における管理を行う日（曜日）及び時間を明確にさせる必要があること。

## 第 2 章 契約

### （確約）

- 8 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第 1 号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

### （受領委任の申し出）

- 9 8 の確約を行った柔道整復師は、様式第 2 号（様式第 2 号の 2 を含む。）により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第 3 章に定める事項を遵守し、第 2 章 12 及び 15 並びに第 8 章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

### （反社会的勢力の排除）

10 9の申し出に当たっては、柔道整復師は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、様式第2号の3により、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

- (1) 施術管理者又は開設者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (2) 施術管理者又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 施術管理者又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 施術管理者又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
- (7) 施術管理者又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (8) 施術管理者又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (9) 施術管理者又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
- (10) 施術管理者又は開設者が、その他(6)から(9)前各号に準ずる行為を行う者

（受領委任の承諾）

11 厚生（支）局長と都道府県知事は、9及び10の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

- (1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。
- (2) 当該申し出を行った柔道整復師が勤務しようとする施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原

則として5年を経過しないとき。

- (3) 受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき。
- (4) 不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき。
- (5) 二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき。
- (6) 施術管理者又は開設者が第8章42の指導を重ねて受けたとき。
- (7) 施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第65条第3項第3号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (8) 施術管理者又は開設者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (9) 施術管理者又は開設者が健康保険法第65条第3項第5号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。
- (10) 受領委任の取扱いの中止を逃れるために承諾を辞退して、その後しばらくして受領委任の取扱いについて申し出をしてきたとき。
- (11) 指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再申し出時を迎えたとき。
- (12) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

#### (勤務する柔道整復師の施術)

- 12 11により承諾された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、施術管理者である柔道整復師が行うこと。

#### (施術所の制限)

- 13 受領委任の取扱いは、11により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）においてのみ認められること。

例外的に施術管理者が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、8、9及び10の手続きを経て、厚生（支）局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

#### (申出事項の変更等)

- 14 施術管理者は、9及び10により申し出されている当該施術所及び勤務する

柔道整復師に関する事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4号により、速やかに厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

ただし、承諾施術所の住所が変更となった場合には、改めて8、9及び10の手続きを行うこと。

また、施術管理者又は開設者が変更となった場合には、10の手続きを行うこと。

(受領委任の取扱いの中止)

15 厚生（支）局長と都道府県知事は、施術管理者又は勤務する柔道整復師について、次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) 施術管理者又は開設者について、10の申し出に虚偽があったとき、申し出に反したとき又は10に規定する各項目のいずれかに該当するに至ったとき。（勤務する柔道整復師を除く。）
- (4) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

### 第3章 保険施術の取扱い

(施術の担当方針)

16 施術管理者及び勤務する柔道整復師は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術（以下「施術」という。）を行うこと。

この場合、施術は、被保険者又は被扶養者である患者（以下「患者」という。）の療養上妥当適切なものとする。

また、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

さらに、施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品（いわゆる紹介料）を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

(柔道整復師の氏名の掲示)

17 施術管理者は、施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する柔道整復師の氏名を掲示すること。

(受給資格の確認等)

18 受給資格の確認等については、以下に定めるとおりとすること。

(1) 施術管理者は、患者から施術を求められた場合は、オンライン資格確認又はその者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって当該確認を行うことができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく当該確認を行うこと。

(2) 施術管理者は、オンライン資格確認の利用に当たって「資格確認限定型オンライン資格確認等システム利用規約」を遵守すること。

(療養費の算定、一部負担金の受領等)

19 施術管理者は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとする。

なお、患者から支払いを受ける一部負担金については、これを減免又は超過して徴収しないこと。

ただし、算定基準の備考4. ただし書により算定する場合は、算定基準に定める額の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができ、備考5. により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

(領収証及び明細書の交付)

20 施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付すること。

また、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、施術管理者は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付すること。これに該当しない施術所においては、施術管理者は、患者から求められたときは、正当な理由がない限

り、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付すること。

(意見書の交付)

- 21 施術管理者は、患者から傷病手当金を受けるために必要な傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

(施術録の記載)

- 22 開設者及び施術管理者は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して整理し、施術管理者及び勤務する柔道整復師が患者に施術を行った場合は、当該施術に関し、必要な事項を受領委任に係る施術に関する施術録に遅滞なく記載させるとともに、施術が完結した日から5年間保存すること。

(個人情報の取扱い)

- 22 の 2 施術管理者は、療養費の受領等の業務のために知り得た患者に関する個人情報について、適切に取り扱うものとする。

(医師の同意の記載)

- 23 施術管理者及び勤務する柔道整復師は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、施術録にその旨を記載するとともに、第4章 26の申請書に記載すること。

(保険者への通知)

- 24 施術管理者は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。
- (1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。
  - (2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。
  - (3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

(施術の方針)

- 25 施術管理者及び勤務する柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。
- (1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。

また、療養費の支給対象等、療養費を請求する上での注意事項について説明をすること。

- (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。
- (3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

この場合、同意を求めるとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

- (4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

#### 第4章 療養費の請求

(申請書の作成)

26 施術管理者は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により柔道整復施術療養費支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。

- (1) 申請書の様式は、様式第5号とすること。
- (2) 申請書を月単位で作成すること。
- (3) 同一月内の施術については、施術を受けた施術所が変わらない限り、申請書を分けず、一の申請書において作成すること。（同一月内に治癒又は中止した後、新たな負傷が発生した場合を含む。）
- (4) 申請書の「住所」欄には住所のほか郵便番号、電話番号の記入を求めること。「受取代理人への委任」欄は、患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からば印を受けること。
- (5) 「負傷の原因欄」については、次の各項目（④の項目については、船員保険に限る。）のうち該当するものを記載すること。
  - ① 業務災害、通勤災害又は第三者行為以外の原因による。
  - ② 第三者行為による。（交通事故、その他の事故）
  - ③ 業務災害（通勤災害、第三者行為）の疑いがある原因による。  
( )
  - ④ 職務上（通勤）の原因による。

(注1) ②に該当するときは、( )内に交通事故、その他の事故の別を記載すること。

(注2) ③に該当するときは、( )内に具体的な負傷の原因を記載すること。

また、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合は、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を申請書の「負傷の原因」欄に記載すること。

(6) 施術日がわかるよう申請書に記載すること。

(申請書の送付)

27 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、29により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

(申請書の返戻)

28 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、施術管理者に返戻すること。

## 第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

29 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

ただし、船員保険に係る申請書の審査は、全国健康保険協会東京都支部に設置される柔道整復療養費審査委員会において実施すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国保連合会と協議の上、国保連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と都道府県知事の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会

で引き続き審査を行うことができること。

また、組保管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

- 30 健保協会支部長、国保連合会又は柔整審査会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師から報告等を徴することができること。

(守秘義務)

- 31 柔整審査会の審査委員は又は審査委員の職にあった者は、申請書の審査に関して知得した柔道整復師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしてはならない。

## 第6章 療養費の支払い

(療養費の支払い)

- 32 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

- 33 保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、28と同様の取扱いによること。

- 34 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

- 35 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。

なお、保険者等が調査に基づき不支給等の決定を行う場合は、被保険者に不支給決定通知を行う等、不支給処理を適正に行うとともに、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこと。

36 施術管理者は、申請書の記載内容等について保険者等又は柔整審査会から照会を受けた場合は、的確に回答すること。

37 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第8号又はそれに準ずる様式の書類を記入の上、申請書の写しを添えて、施術管理者へ送付すること。

38 保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。

## 第7章 再審査

(再審査の申し出)

39 施術管理者は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長（船員保険に係るものにあつては、全国健康保険協会東京都支部長）又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

なお、施術管理者は、再審査の申し出は早期に行うよう努めること。

また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

40 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び施術管理者から再審査の申し出があつた場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

## 第8章 指導・監査

(指導・監査)

41 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、厚生（支）局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

42 開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生（支）局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。

43 保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうかを確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して、領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができること。

44 保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたときは、当該施術所を管轄する厚生（支）局長又は都道府県知事に情報提供すること。その際、不正請求について客観的な証拠があるものが複数患者分あるもの、あるいは、患者調査等の結果、不正請求の疑いが強いものが複数患者分（概ね10人の患者分あることが望ましい）あるものを優先して提供すること。

（廃止後の取扱い）

45 廃止された施術所の開設者、施術管理者及び勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、施術所が廃止された後でも廃止後5年間は、厚生（支）局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関してこれらを検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

## 第9章 患者ごとの償還払いへの変更

（保険者等の行う通知・確認等）

46 保険者等が、患者ごとに施術の必要性を個々に確認する必要があると合理的に認めた場合については、保険者等は、次に掲げる事項を実施することにより、当該患者に対する施術について受領委任の取扱いを中止し、当該患者が保険者等に療養費を請求する取扱い（以下「償還払い」という。）に変更することができること。なお、患者ごとに償還払いに変更した場合に当該患者が保険者等に療養費を請求するときの申請書の様式は、様式第5号の2とすること。

(1) 保険者等は、被保険者及び被扶養者に対して、患者ごとの償還払いへの変更の対象となる患者類型等について予め周知すること。

(2) 保険者等は、以下に該当すると考えられる患者について、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い注意喚起通知（様式第9号及び第9号の2を標準とする。）を送付すること。

① 自己施術（柔道整復師による自身に対する施術）に係る療養費の請求

が行われた柔道整復師である患者

- ② 自家施術（柔道整復師による家族に対する施術、柔道整復師による関連施術所の開設者及び従業員に対する施術）を繰り返し受けている患者
- ③ 保険者等が、患者に対する 35 の照会を適切な時期に患者に分かりやすい照会内容で繰り返し行っても、回答しない患者
- ④ 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている患者
- ⑤ 長期かつ頻回な施術を継続して受けている患者（算定基準の備考 4. ただし書に規定する場合に該当する患者）

(3) 保険者等は、(2)の対象患者について、償還払い注意喚起通知を送付した月の翌月以降に、同様の施術及び療養費の請求が行われ、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当すると考えられる場合は、事実関係を確認するため、当該患者に対し、文書等により、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、文書だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、照会に回答しない理由（⑤に該当する患者は除く。）とともに、施術内容、回数、実際に施術を受けているか、外傷によるものなのか等の説明を求めること。

(4) 保険者等は、(3)の対象患者について、(3)の確認の結果、状況が改善されないなど、なお(2)①から⑤までのいずれかに該当し、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、償還払い変更通知（様式第 10 号及び第 10 号の 2 を標準とする。）を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に施術を受ける場合は、償還払い変更通知を施術所に提示するとともに、施術所に施術料金を全額支払った上で、自身で保険者等に療養費の請求を行うよう指導すること。なお、(2)③及び⑤に該当する患者については、保険者等は、償還払い変更通知の送付だけによらず、電話又は面会により、当該患者に対し、償還払いに変更となること、施術を受ける場合は施術所に償還払い変更通知を提示すること等を説明すること。

(5) 保険者等は、(2)①に該当する患者については、(2)及び(3)の手続きを経ることなく、当該患者及び当該患者に施術を行っている施術所の施術管理者に対して、(4)の償還払い変更通知を送付することができること。

（償還払いの実施）

47 保険者等は、46(4)の対象患者について、償還払い変更通知が当該患者に到

着した月の翌月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いを中止し、償還払いに変更すること。

48 46(4)の償還払い変更通知が到着した施術所の施術管理者は、償還払い変更通知に記載された対象患者について、償還払い変更通知が到着した月の翌月以降に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

49 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所の施術管理者は、患者が償還払い変更通知を提示した場合は、当該患者に行う施術については、受領委任の取扱いを中止し、当該患者から施術料金を全額徴収した上で、当該患者が保険者等に療養費の請求を行うための申請書の施術内容欄及び施術証明欄に必要な記載を行い、当該患者に手交すること。

50 46(4)の償還払い変更通知が到着していない施術所において、償還払いに変更となった患者が償還払い変更通知を提示しなかったことにより、当該患者に対する施術について、施術管理者が保険者等に療養費の請求を行った場合は、保険者等は、当該施術管理者に対して、当該患者が償還払いに変更となっていることを通知するとともに、当該通知が到着した月までに行われた施術については、受領委任の取扱いによって、当該施術管理者に療養費を支払うこと。

(受領委任の取扱いの再開)

51 保険者等は、47により償還払いに変更となった患者について、それぞれの状況に応じて定期的な確認を行い、受療状況や請求状況が改善されるなど、療養費の適正な支給の観点から、その後の施術の必要性を個々に確認する必要があると考えられる場合は、当該患者並びに46(4)及び50により償還払いへの変更を通知した施術管理者に対して、受領委任の取扱い再開通知(様式第11号及び第11号の2を標準とする。)を送付すること。また、保険者等は、当該患者に対して、受領委任の取扱い再開通知に記載した受領委任の取扱いの再開月以降に施術を受ける場合は、受領委任の取扱い再開通知を施術所に提示するよう指導すること。

52 保険者等は、51の対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載し

た受領委任の取扱いの再開月以降に行われる施術については、受領委任の取扱いとすること。

- 53 51 の受領委任の取扱い再開通知が到着した施術所の施術管理者は、受領委任の取扱い再開通知に記載された対象患者について、受領委任の取扱い再開通知に記載された受領委任の取扱いの再開月以降に行う施術については、受領委任の取扱いとすること。

## 第 10 章 その他

### (情報提供等)

- 54 厚生（支）局長又は都道府県知事は、11 の受領委任の取扱いに係る承諾を行った施術管理者に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、15 により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長及び健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

### (契約期間)

- 55 本規程に基づく契約の有効期間は、厚生（支）局長と都道府県知事が施術管理者に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に 1 年間順次更新したものとすること。

### (適用除外)

- 56 以下に掲げる場合は、5 を適用しない。
- (1) 平成 30 年 3 月 31 日において、既に 11 による受領委任の承諾がされた施術管理者が受領委任の取扱いを継続して行う場合。
  - (2) 承諾施術所の所在地の変更又は本規定に基づく契約から受領委任の協定への変更を事由とし継続して施術管理者となる場合。

様式第 1 号～様式第 11 号の 2 省略

○柔道整復師の施術料金の算定方法

(最終改正 令和6年5月29日 保発0529第4号)

(初検、往療及び再検の初検料及び備考1の電療料に係る改正は令和6年6月1日以降の施術分から、備考4及び備考9に係る改正は令和6年10月1日以降の施術分から適用)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準

初検、往療及び再検	
1. 初 検 料	1,550円
2. 初検時相談支援料	100円
3. 往 療 料	2,300円
4. 再 検 料	410円

注1. 当該施術所が表示する施術時間以外の時間(休日を除く。)又は休日において初検を行った場合は、それぞれ所定金額に540円又は1,560円を加算する。ただし、午後10時から午前6時までの間にあつての加算金額は3,120円とする。

2. 初検時相談支援料は、初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載した場合に算定する。

3. 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

4. 夜間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額(注3.による金額を含む。)のそれぞれ100分の100に相当する金額を加算する。

5. 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

6. 再検料の算定は、初回後療日に限る。

骨 折		整 復 料	後 療 料
1. 鎖 骨	骨	5,500円	} 850円
2. 肋 骨	骨	5,500円	
3. 上 腕 骨	骨	11,800円	
4. 前 腕 骨	骨	11,800円	
5. 大 腿 骨	骨	11,800円	
6. 下 腿 骨	骨	11,800円	
7. 手根骨、足根骨		5,500円	
8. 中手骨、中足骨、指(手・足)骨		5,500円	

注1. 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。

2. 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は1,090円とする。

不全骨折	固定料	後療料
1. 鎖骨、胸骨、肋骨	4,100円	720円
2. 骨盤	9,500円	
3. 上腕骨、前腕骨	7,300円	
4. 大腿骨	9,500円	
5. 下腿骨	7,300円	
6. 膝蓋骨	7,300円	
7. 手根骨、足根骨、中手骨、中足骨、指(手・足)骨	3,900円	

注 医師により後療を依頼された場合で、拘縮が2関節以上に及ぶ場合の後療料は960円とする。

脱臼	整復料	後療料
1. 顎関節	2,600円	720円
2. 肩関節	8,200円	
3. 肘関節	3,900円	
4. 股関節	9,300円	
5. 膝関節	3,900円	
6. 手関節、足関節、指(手・足)関節	3,900円	

注 脱臼の際、不全骨折を伴った場合は、脱臼の部に準ずる。

打撲及び捻挫	施療料	後療料
1. 打撲	760円	505円
2. 捻挫	760円	

注1. 不全脱臼は、捻挫の部に準ずる。

2. 施術料は、次に掲げる部位を単位として算定する。

(打撲の部分)

頭部、顔面部、頸部、胸部、背部(肩部を含む)、上腕部、肘部、前腕部、手根・中手部、指部、腰殿部、大腿部、膝部、下腿部、足根・中足部、趾部

(捻挫の部分)

頸部、肩関節、肘関節、手関節、中手指・指関節、腰部、股関節、膝関節、足関節、中足趾・趾関節

- 備考1. 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合又は施術効果を促進するため、柔道整復の業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合の電療料として、骨折又は不全骨折の場合にあってはその受傷の日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあってはその受傷の日から起算して5日間を除き、1回につきそれぞれ75円又は33円を加算する。
2. 冷罨法を併施した場合（骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷の日から起算して7日間に限り、脱臼の場合にあっては、その受傷の日から起算して5日間に限り、打撲又は捻挫の場合にあっては、受傷の日又はその翌日の初検の日に限るものとする。）は、1回につき85円を加算する。
3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の100分の60に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。
4. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超える月における施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の75に相当する額により算定する。
- ただし、初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）以降の連続する5か月以上の期間において1月につき10回以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）を行っていた場合は、当該連続する5か月の翌月以降に行う施術（骨折又は不全骨折に係るものを除く。）については、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について、所定料金（備考3.により算定されたものを含む。）の100分の50に相当する額により算定する。この場合において、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
5. 初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月）から起算して5か月を超えて、継続して3部位以上の施術（骨折又は不全骨折に係るものを含む。）を行った場合は、備考3.及び備考4.による方法に代えて、あらかじめ地方厚生（支）局長及び都道府県知事に届け出た施術所において施術を行う柔道整復師に限り、施術部位数に関係なく、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料として、1回につき1,200円を算定する。この場合において、当該施術に要する費用の範囲内に限り、前記料金を超える金額の支払いを患者から受けることができる。
6. 骨折、脱臼の整復又は不全骨折の固定に当たり、特に施療上金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）を必要とし、これを使用し

た場合は、整復料又は固定料に1,000円を加算する。

なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2回まで後療料に1,000円を加算できることとする。

7. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に柔道整復運動後療料として算定できる。
  - (1) 負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（歴月）に5回を限度とし、後療時に算定できる。
  - (2) 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できる。
  - (3) 部位、回数に関係なく1日320円とし、20分程度、柔道整復の一環としての運動による後療を実施した場合に算定できる。
8. 骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、保険医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合は、施術情報提供料として1,000円を算定する。
9. 患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、明細書を無償で患者に交付した場合は、令和6年10月1日以降の施術分から、明細書発行体制加算として、月1回に限り、10円を算定する。

(平成9年4月17日 保険発第57号)  
(平成9年12月1日 保険発第149号)  
(平成11年2月10日 保険発第12号)  
(平成11年10月20日 保険発第138号)  
(平成12年5月22日 保険発第105号)  
(平成12年12月28日 保険発第247号)  
(平成14年3月31日 保医発第0331003号)  
(平成14年9月27日 保医発第0927003号)  
(平成18年5月23日 保医発第0523001号)  
(平成20年5月26日 保医発第0526001号)  
(平成22年5月24日 保医発0524第3号)  
(平成25年4月24日 保医発0424第1号)  
(平成28年9月30日 保医発0930第3号)  
(平成29年9月4日 保医発0904第1号)  
(平成30年5月24日 保医発0524第1号)  
(令和2年5月22日 保医発0522第1号)  
(令和3年3月24日 保医発0324第1号)  
(令和4年5月27日 保医発0527第1号)  
(最終改正 令和6年5月29日 保医発0529第1号)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の  
留意事項等について（通知）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定及び審査の適正を図るため、今般、算定基準の実施上の留意事項等に関する既通知及び疑義等を整理し、別紙のとおり定め、本年5月1日より適用することとしたので、貴管下の関係者に柔道整復師を対象とする講習会の開催等を通じ周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

## 別 紙

### 柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項

#### 第1 通則

- 1 療養費の支給対象となる柔道整復師の施術は、柔道整復師法（昭和45年4月14日法律第19号）に違反するものであってはならないこと。
- 2 脱臼又は骨折（不全骨折を含む。以下第1において同じ。）に対する施術については、医師の同意を得たものでなければならないこと。また、応急手当をする場合はこの限りではないが、応急手当後の施術は医師の同意が必要であること。

また、施術につき同意を求める医師は、必ずしも整形外科、外科等を標榜する医師に限らないものであること。
- 3 医師の同意は個々の患者が医師から得てもよく、又施術者が直接医師から得てもよいが、いずれの場合であっても医師の同意は患者を診察した上で書面又は口頭により与えられることを要すること。なお、実際に医師から施術につき同意を得た旨が施術録に記載してあることが認められ、支給申請書の「摘要」欄に付記されていれば、必ずしも医師の同意書の添付を要しないこと。

また、施術につき同意を求める医師は、必ずしも整形外科、外科等を標榜する医師に限らないものであること。
- 4 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行ってはならないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

この場合、同意を求めることとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

なお、この場合における当該骨折又は脱臼に対する施術料は、医師が整復又は固定を行っている場合は整復料又は固定料は算定せず、初検料、後療料等により算定すること。
- 5 療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと。なお、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、第5の3の(5)により算定して差し支えないこと。

また、外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の

状態が慢性に至っていないものであること。

(注) 負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないこと。

- 6 単なる肩こり、筋肉疲労に対する施術は、療養費の支給対象外であること。
- 7 柔道整復の治療を完了して単にあんま（指圧及びマッサージを含む。）のみの治療を必要とする患者に対する施術は支給対象としないこと。
- 8 既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者に対する施術については、現に整復、固定又は施療を必要とする場合に限り初検料、整復料、固定料又は施療料を算定できること。なお、整復、固定又は施療の必要がない場合は、初検料、後療料等により算定すること。
- 9 保険医療機関に入院中の患者の後療を医師から依頼された場合の施術は、当該保険医療機関に往療した場合、患者が施術所に出向いてきた場合のいずれであっても、支給対象としないこと。
- 10 骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対する施術料は、膏薬、湿布薬等を使用した場合の薬剤料、材料代等を含むものであること。
- 11 患者の希望により後療において新しい包帯を使用した場合は、療養費の支給対象とならないので、患者の負担とするもやむを得ないものであること。なお、その際、患者が当該材料の使用を希望する旨の申出書を患者から徴するとともに、徴収額を施術録に記載しておくこと。
- 12 柔道整復師宅に滞在して手当てを受けた場合に要した食費、寝具費、室代等は支給対象としないこと。

## 第2 初検料及び初検時相談支援料

- 1 患者の負傷が治癒した後、同一月内に新たに発生した負傷に対し施術を行った場合の初検料は算定できること。
- 2 現に施術継続中に他の負傷が発生して初検を行った場合は、それらの負傷に係る初検料は合わせて1回とし、1回目の初検のときに算定するものであること。

- 3 同一の施術所において同一の患者に2以上の負傷により同時に初検を行った場合であっても、初検料は1回とすること。この場合、施術者が複数であっても、初検料は合わせて1回のみとすること。
- 4 患者が任意に施術を中止し、1月以上経過した後、再び同一の施術所において施術を受けた場合には、その施術が同一負傷に対するものであっても、当該施術は初検として取り扱うこと。

なお、この場合の1月の期間の計算は暦月によること。すなわち、2月10日～3月9日、7月1日～7月31日、9月15日～10月14日等であること。
- 5 同一の患者について、自費施術途中に受領委任の取扱いができることとなった場合は、同一の負傷に関するものである限り、その切り替え時の施術について初検料は算定できないこと。その際、施術録及び支給申請書の「摘要」欄に「〇月〇日自費初検、〇月〇日健保被保険者資格取得」等の記載をしておくこと。

なお、保険種別に変更があった場合も同様とすること。その際、施術録及び支給申請書の「摘要」欄に「〇月〇日初検、〇月〇日保険種別変更による健保被保険者資格取得」等の記載をしておくこと。
- 6 患者が異和を訴え施術を求めた場合で、初検の結果何ら負傷と認むべき徴候のない場合は、初検料のみ算定できること。
- 7 時間外加算及び深夜加算の取扱いについては、以下によること。
  - (1) 休日加算と時間外加算又は深夜加算との重複算定は認められないこと。
  - (2) 時間外加算又は深夜加算は、初検が時間外又は深夜に開始された場合に認められるものであるが、施術所においてやむを得ない事情以外の都合により時間外又は深夜に施術が開始された場合は算定できないこと。
  - (3) 各都道府県の施術所における施術時間の実態、患者の受療上の便宜等を考慮して一定の時間以外の時間をもって時間外として取り扱うこととし、その標準は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日加算の対象となる休日以外の日を終日休術日とする施術所における当該休術日とすること。
  - (4) 施術時間外でも実態上施術応需の体制をとっているならば、時間外加算は認められないこと。
  - (5) 深夜加算は、深夜時間帯（午後10時から午前6時までの間をいう。ただし、当該施術所の表示する施術時間が深夜時間帯にまで及んでいる場合は、深夜時間帯のうち当該表示する施術時間と重複していない時間をいう。）を施術時

間としていない施術所において、緊急やむを得ない理由により受療した患者について算定すること。したがって、常態として又は臨時に当該深夜時間帯を施術時間としている施術所に受療した患者の場合は該当しないこと。

(6) 施術所は、施術時間をわかりやすい場所に表示すること。

8 休日加算の取扱いについては、以下によること。

(1) 休日加算の算定の対象となる休日とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）第 3 条に規定する休日をいうものであること。なお、12 月 29 日から 1 月 3 日まで（ただし 1 月 1 日を除く。）は、年末・年始における地域医療の確保という見地から休日として取扱って差し支えないこと。

(2) 休日加算は、当該休日を休術日とする施術所に、又は当該休日を施術日としている施術所の施術時間以外の時間に、緊急やむを得ない理由により受療した患者の場合に算定できるものとする。したがって、当該休日を常態として又は臨時に施術日としている施術所の施術時間内に受療した患者の場合は該当しないものであること。

(3) 施術所の表示する休日に往療した場合は、往療料に対する休日加算は算定できないこと。

9 初検時相談支援料の取扱いについては、以下によること。

(1) 初検時において、患者に対し、施術に伴う日常生活等で留意すべき事項等をきめ細やかに説明した場合に算定できること。

具体的には、

① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限、運動制限等）

② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明（施術計画等）

③ 受領委任の取扱いについての説明（対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証の交付義務、申請書への署名の趣旨等）

④ その他、柔道整復師が必要と認め、懇切丁寧に行う相談支援とする。

なお、①及び②については、施術録に簡潔に記載するとともに、③については説明した旨を記載すること。

(2) 同月内においては、1 回のみ算定できること。また、6 により初検料のみ算定した場合には初検時相談支援料は算定できないこと。

### 第 3 往療料

1 往療は、往療の必要がある場合に限り行うものであること。

- 2 往療料は、下肢の骨折又は不全骨折、股関節脱臼、腰部捻挫等による歩行困難等真に安静を必要とするやむを得ない理由により患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に算定できるものであり、単に患者の希望のみにより又は定期的若しくは計画的に患家に赴いて施術を行った場合には算定できないこと。
- 3 2戸以上の患家に対して引き続き往療を行った場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、柔道整復師の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とするものであること。ただし、先順位の患家から次順位の患家へ行く途中で、その施術所を経由するときは、第2患家への往療距離は、その施術所からの距離で計算すること。  
この場合、往療距離の計算は、最短距離となるように計算すること。
- 4 往療の距離は施術所の所在地と患家の直線距離によって算定すること。
- 5 片道16kmを超える往療については、当該施術所からの往療を必要とする絶対的な理由がある場合に認められるものであるが、かかる理由がなく、患家の希望により16kmを超える往療をした場合の往療料は、全額患者負担とすること。
- 6 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に算定できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りではないこと。
- 7 難路加算における難路とは、常識で判断されるもので、第三者に納得され得る程度のものでなければならないこと。
- 8 暴風雨雪加算における暴風雨又は暴風雪とは、気象警報の発せられているものに限られ、気象警報の発せられない場合は原則として認められないこと。
- 9 夜間加算については、以下によること。
  - (1) 夜間の取扱いについては、おおむね午後6時から翌日の午前6時まで、又は、午後7時から翌日午前7時までのように、12時間を標準として各都道府県において統一的に取扱うこと。
  - (2) 後療往療の場合は算定できないこと。
- 10 往療に要した交通費については、患家の負担とすること。往療時に要したバス、タクシー、鉄道、船等の交通費は、その実費とすること。自転車、スクー

ター等の場合は、土地の慣例、当事者間の合議によるべきであるが、通例は交通費に該当しないこと。

#### 第4 再検料

- 1 再検料は、初検料を算定する初検の日後最初の後療の日のみ算定できるものであり、2回目以降の後療においては算定できないこと。
- 2 医師から後療を依頼された患者、既に保険医療機関での受診又は他の施術所での施術を受けた患者及び受傷後日数を経過して受療する患者の場合は、初検料を算定した初検の日後最初の後療の日に算定できること。

#### 第5 その他の施術料

##### 1 骨折の部・不全骨折の部

- (1) 肋骨骨折における施術料金は、左右側それぞれを1部位として所定料金により算定するものであること。
- (2) 指・趾骨の骨折における施術料は、骨折の存する指・趾1指（趾）を単位として所定料金により算定し、指・趾骨の不全骨折における施術料金は、1手又は1足を単位とし所定料金により算定するものであること。
- (3) 関節近接部位の骨折又は不全骨折の場合、同時に生じた当該関節の捻挫に対する施術料金は骨折又は不全骨折に対する所定料金のみにより算定すること。
- (4) 膝蓋骨骨折の後療については、特に医師から依頼があった場合に限り算定できるものであること。

この場合の料金は初検料と骨折の後療料等により算定することとし、支給申請書の「摘要」欄に後療を依頼した医師又は医療機関名を付記すること。

- (5) 頭蓋骨骨折又は不全骨折、脊椎骨折又は不全骨折、胸骨骨折その他の単純ならざる骨折又は不全骨折については原則として算定できないが、特に医師から後療を依頼された場合に限り算定できるものであること。その場合は、支給申請書の「摘要」欄に後療を依頼した医師又は医療機関名を付記すること。
- (6) 肋骨骨折にて咯血し、又は皮下気泡を触知する場合、負傷により特に神経障害を伴う場合、観血手術を必要とする場合、臓器出血を認め又はその疑いのある場合には、必ず医師の診療を受けさせるようにすること。
- (7) 近接部位の算定方法については、第5の4の(1)を参照すること。

##### 2 脱臼の部

- (1) 指・趾関節脱臼における施術料金は、脱臼の存する指・趾1指（趾）を単

位として所定料金により算定するものであること。

- (2) 先天性股関節脱臼等の疾病は、支給対象としないこと。
- (3) 顎関節脱臼は左右各1部位として算定して差し支えないが、同時に生じた同側の顔面部打撲に対する施術料金は、脱臼に対する所定料金のみにより算定すること。
- (4) 近接部位の算定方法については、第5の4の(1)を参照すること。

### 3 打撲・捻挫の部

- (1) 打撲・捻挫の施術が初検の日から3月を超えて継続する場合は、負傷部位、症状及び施術の継続が必要な理由を明らかにした別紙様式1による長期施術継続理由書を支給申請書に添付すること。ただし、施術が3月を超えて継続する場合について、1月間の施術回数の頻度が高い場合は、長期施術継続理由書に、負傷部位ごとに、症状及び3月を超えて頻度の高い施術が必要な理由を記載すること。

なお、同様式を支給申請書の裏面に印刷及びスタンプ等により調製し、又は、「摘要」欄に上記の理由等を記載して差し支えないこと。

- (2) 指・趾の打撲・捻挫における施術料は、1手又は1足を単位として所定料金により算定するものであること。
- (3) 打撲の部においては、顔面部、胸部、背部（肩部を含む。）及び殿部は左右合わせて1部位として算定すること。
- (4) 肩甲部打撲は、背部打撲として取扱うものであること。なお、肩甲部打撲の名称を使用しても差し支えないが、肩甲部及び背部の2部位として取扱うものではないこと。
- (5) 筋又は腱の断裂（いわゆる肉ばなれをいい、挫傷を伴う場合もある。）については、打撲の部の所定料金により算定して差し支えないこと。

算定に当たっては、以下によること。

ア 支給の対象は、介達外力による筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれ）であって柔道整復師の業務の範囲内のものとする。

なお、打撲及び捻挫と区分する必要があることから、支給申請書に記載する負傷名は挫傷として差し支えないこと。

イ 算定部位は次のものに限ること。

(ア) 胸部挫傷

胸部を走行する筋の負傷であって、肋間筋、胸筋等の損傷であるもの

(イ) 背部挫傷

背部を走行する筋の負傷であって、広背筋、僧帽筋等の損傷であるもの

(ウ) 上腕部挫傷

上腕部を走行する筋の負傷であって、上腕二頭筋、上腕三頭筋等、肩

関節と肘関節の間の損傷であるもの

(エ) 前腕部挫傷

前腕部を走行する筋の負傷であって、円回内筋、手根屈筋、腕橈骨筋等、肘関節と手関節との間の損傷であるもの

(オ) 大腿部挫傷

大腿部を走行する筋の負傷であって、大腿四頭筋、内転筋、大腿二頭筋等、股関節と膝関節の間の損傷であるもの

(カ) 下腿部挫傷

下腿部を走行する筋の負傷であって、腓腹筋、ヒラメ筋、脛骨筋等、膝関節と足関節の間の損傷であるもの

ウ 胸部及び背部は、左右合わせて1部位として算定すること。

(6) 近接部位の算定方法については、第5の4の(1)を参照すること。

#### 4 その他の事項

##### (1) 近接部位の算定方法

ア 頸部、腰部又は肩関節のうちいずれか2部位の捻挫と同時に生じた背部打撲（肩部を含む。）又は挫傷に対する施術料は、捻挫に対する所定料金のみにより算定すること。

イ 左右の肩関節捻挫と同時に生じた頸部捻挫又は背部打撲に対する施術料は、左右の肩関節捻挫に対する所定料金のみにより算定すること。

ウ 顎関節の捻挫は、捻挫の部の料金をもって左右各1部位として算定して差し支えないが、同時に生じた同側の顔面部打撲に対する施術料は、捻挫に対する所定料金のみにより算定すること。

エ 指・趾骨の骨折又は脱臼と同時に生じた不全骨折、捻挫又は打撲に対する施術料は、骨折又は脱臼に対する所定料金のみにより算定すること。

オ 関節近接部位の骨折の場合、同時に生じた当該骨折の部位に最も近い関節の捻挫に対する施術料は、骨折に対する所定料金のみにより算定すること。

また、関節捻挫と同時に生じた当該関節近接部位の打撲又は挫傷に対する施術料は、別にその所定料金を算定することなく、捻挫に対する所定料金のみにより算定すること。この場合の近接部位とは、次の場合を除き、当該捻挫の部位から上下2関節までの範囲のものであること。

① 手関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷（上部に限る。）

② 肘関節捻挫と前腕部打撲又は挫傷（下部に限る。）

③ 肘関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷（上部に限る。）

④ 肩関節捻挫と上腕部打撲又は挫傷（下部に限る。）

⑤ 足関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷（上部に限る。）

⑥ 膝関節捻挫と下腿部打撲又は挫傷（下部に限る。）

⑦ 膝関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷（上部に限る。）

⑧ 股関節捻挫と大腿部打撲又は挫傷（下部に限る。）

（注） 上部、下部とは、部位を概ね上部、幹部、下部に三等分した場合のものであること。

なお、当該負傷の施術継続中に発生した同一部位又は近接部位の負傷に係る施術料は、当該負傷と同時に生じた負傷の場合と同様の取扱いとすること。

カ 近接部位の算定例は次のとおりであること。

① 算定できない近接部位の負傷例（骨折・不全骨折の場合）

骨折・不全骨折の種類	算定できない近接部位の負傷例
1 鎖骨骨折	肩部の打撲、肩関節捻挫
2 肋骨骨折	同側の1～12肋骨の骨折 同側の胸部打撲又は挫傷 同側の背部打撲又は挫傷
3 上腕骨骨折（上部）	肩部打撲、肩関節捻挫
4 上腕骨骨折（下部）	肘部打撲、肘関節捻挫
5 前腕骨骨折（上部）	肘部打撲、肘関節捻挫
6 前腕骨骨折（下部）	手関節捻挫、手根・中手部打撲
7 手根骨骨折	手関節捻挫、中手部打撲、中手指関節捻挫
8 中手骨骨折	中手骨1～5個々の骨折 手関節捻挫、手根部打撲、中手指関節捻挫 指部打撲、指関節捻挫
9 指骨骨折	手根・中手部打撲、中手指関節捻挫 指部打撲、指関節捻挫
10 大腿骨骨折（上部）	殿部打撲、股関節捻挫
11 大腿骨骨折（下部）	膝部打撲、膝関節捻挫
12 下腿骨骨折（上部）	膝部打撲、膝関節捻挫
13 下腿骨骨折（下部）	足根部打撲、足関節捻挫
14 足根骨骨折	足関節捻挫、中足部打撲、中足趾関節捻挫
15 中足骨骨折	中足骨1～5個々の骨折 足関節捻挫、足根部打撲 中足趾・趾関節捻挫、趾部打撲
16 趾骨骨折	足根・中足部打撲、中足趾関節捻挫 趾部打撲、趾関節捻挫

② 算定できない近接部位の負傷例（脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合）

脱臼・打撲・捻挫・挫傷の種類	算定できない近接部位の負傷例
1 頸部捻挫	肩峰より内側の肩部打撲
2 肩関節脱臼・捻挫	上腕上部又は幹部の打撲又は挫傷
3 肘関節脱臼・捻挫	上腕下部又は幹部の打撲又は挫傷
4 手関節脱臼・捻挫	前腕上部又は幹部の打撲又は挫傷
5 中手指・指関節脱臼・捻挫	前腕下部又は幹部の打撲又は挫傷
6 背部打撲又は挫傷	手根・中手部打撲
7 腰部打撲	手根・中手部打撲、指部打撲、指関節捻挫
8 股関節脱臼・捻挫	同側の胸部打撲又は挫傷
9 膝関節脱臼・捻挫	殿部打撲
10 足関節脱臼・捻挫	大腿上部又は幹部の打撲又は挫傷
11 中足趾・趾関節脱臼・捻挫	同側の殿部打撲
12 足関節脱臼・捻挫	大腿下部又は幹部の打撲又は挫傷
13 足関節脱臼・捻挫	下腿上部又は幹部の打撲又は挫傷
14 足関節脱臼・捻挫	下腿下部又は幹部の打撲又は挫傷
15 足関節脱臼・捻挫	足根・中足部打撲
16 足関節脱臼・捻挫	足根・中足部打撲、趾部打撲、趾関節捻挫
17 足関節脱臼・捻挫	足根・中足部打撲、趾部打撲、趾関節捻挫

③ 算定可能な部位の負傷例（骨折・不全骨折の場合）

骨折・不全骨折の種類	算定可能な部位の負傷例
1 鎖骨骨折	頸部捻挫
2 肋骨骨折	上腕部打撲又は挫傷
3 上腕骨骨折（上部）	左右の肋骨骨折
4 上腕骨骨折（下部）	左右反対側の胸部・背部打撲又は挫傷
5 前腕骨骨折（上部）	肘部打撲・肘関節捻挫
6 前腕骨骨折（下部）	肩関節捻挫・肩部打撲
7 手根骨骨折	手関節捻挫・手部打撲
8 中手骨骨折	肘関節捻挫・肘部打撲
9 指骨骨折	前腕部打撲又は挫傷、指関節捻挫・指部打撲
10 大腿骨骨折（上部）	前腕部打撲又は挫傷
11 大腿骨骨折（下部）	1 指単位の算定、手関節捻挫
12 下腿骨骨折（上部）	膝部打撲、膝関節捻挫、腰部打撲・捻挫
13 下腿骨骨折（下部）	腰殿部打撲、股関節捻挫、下腿部打撲又は挫傷
14 足根骨骨折	大腿部打撲又は挫傷、足関節捻挫
15 中足骨骨折	膝部打撲、膝関節捻挫、中足部打撲
16 趾骨骨折	下腿部打撲又は挫傷、趾関節捻挫、趾部打撲
	下腿部打撲又は挫傷
	1 趾単位で算定、足関節捻挫

④ 算定可能な部位の負傷例（脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合）

脱臼・打撲・捻挫・挫傷の種類	算定可能な部位の負傷例
1 頸部捻挫	一側の肩関節脱臼・捻挫 背部打撲又は挫傷（下部）
2 背部打撲又は挫傷	胸部打撲又は挫傷（同側を除く。） 一側の肩関節捻挫
3 腰部捻挫	背部の打撲又は挫傷（上部） 股関節捻挫、殿部打撲（下部）
4 肩関節脱臼・捻挫	上腕下部の打撲又は挫傷、 背部打撲又は挫傷（下部） 頸部捻挫（ただし、肩関節一側の場合）
5 肘関節脱臼・捻挫、 肘部打撲	上腕上部の打撲又は挫傷 前腕下部の打撲又は挫傷
6 手関節脱臼・捻挫	前腕上部の打撲又は挫傷、中手指・指関節捻挫 指部打撲
7 中手指・指関節脱臼	1 指単位で算定
8 指関節捻挫	手関節捻挫
9 腰部打撲	背部打撲又は挫傷（上部）、股関節捻挫
10 股関節脱臼・捻挫	大腿下部の打撲又は挫傷、腰部打撲・捻挫
11 膝関節脱臼・捻挫	大腿上部の打撲又は挫傷 下腿下部の打撲又は挫傷
12 足関節脱臼・捻挫	下腿上部の打撲又は挫傷 中足趾・趾関節脱臼・捻挫、趾部打撲
13 中足趾・趾関節脱臼	1 趾単位で算定

(2) 罨法料

ア 骨折又は不全骨折の受傷の日から起算して8日以上を経過した場合であっても、整復又は固定を行った初検の日は、温罨法料の加算は算定できないこと。また、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の受傷の日より起算して6日以上を経過して整復又は施療を行った初検の日についても算定できないこと。

ただし、初検の日より後療のみを行う場合は算定して差し支えないこと。

イ 温罨法と併せて電気光線器具を使用した場合の電療料の加算は、柔道整復師の業務の範囲内において低周波、高周波、超音波又は赤外線療法を行った場合に算定できること。

なお、電気光線器具の使用は、柔道整復業務の範囲内で行われるものに限

られるものであること。

(3) 施術部位が3部位以上の場合の算定方法

ア 多部位通減は、骨折、不全骨折、脱臼、捻挫及び打撲の全てのものが対象となること。

イ 3部位目の施術部位については、所定料金に通減率を乗じた額を算定し、4部位目以降の施術に係る後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料については、3部位目までの料金に含まれること。

なお、多部位の負傷の施術中、特定の部位に係る負傷が先に治癒し、施術部位数が減少した場合は、減少後の施術部位数に応じた通減率を乗じた額を算定するものであること。

ウ 通減率が変更されるのは他の部位が治癒したことによる場合のみであり、3部位以上の施術期間中、その日に2部位のみについて施術するような場合については通減率は変更されないこと。

エ 施術録には、4部位目以降の負傷名も含め記載すること。

オ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする

こと。

(4) 長期・頻回の施術の場合の算定方法

ア 長期に係る減額措置及び長期・頻回に係る減額措置については、各部位ごとにその初検日を含む月（ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては当該月の翌月）から起算するものとする

こと。

イ 部位ごとの算定の過程において1円未満の端数が生じた場合は、その都度小数点以下1桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする

こと。

ウ 長期・頻回の施術については、所定料金の100分の50に相当する額と、所定料金の100分の75に相当する額との差額の範囲内に限り、所定料金の100分の50に相当する額により算定した額を超える金額の支払いを患者から受けることができる

こと。

ただし、柔道整復師が扱う脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収については認められないものである

こと。

エ 患者から特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、当該特別の料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとする

こと。

オ 特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わない

こと。

カ 当該施術を行い、患者から特別の料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておく

こと。

(5) 長期・多部位の施術の場合の算定方法

ア 地方厚生（支）局長及び都道府県知事に対し、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和 60 年 5 月 20 日付け保発第 56 号別紙）の備考 5. に掲げる施術（以下「長期・多部位の施術」という。）の場合の定額料金を算定する旨を届け出た施術所において、柔道整復師が当該施術を行った場合は、施術部位数に関係なく、1,200 円を算定し、当該施術に要する費用の範囲内に限り、これを超える金額の支払いを患者から受けることができること。

ただし、柔道整復師が扱う骨折、脱臼、打撲及び捻挫が国の公費負担医療制度の受給対象となる場合は、患者からの特別の料金の徴収については認められないものであること。

イ 患者から特別の料金を徴収しようとする場合は、患者への十分な情報提供を前提として、当該特別の料金に係る施術の内容、料金等を施術所内の見やすい場所に明示するものとする。

ウ 特別の料金の設定については、施術所単位で同一のものとし、例えば柔道整復師ごと、又は患者ごとに異なった料金の設定は行わないこと。なお、部位数又は施術内容に応じた料金の設定を行っても差し支えないこと。

エ 特別の料金については、その徴収の対象となる施術に要するものとして社会的にみて妥当適切な範囲の額とすること。

オ 当該施術を行い、長期・多部位の施術の場合の定額料金を算定し、患者から特別の料金を徴収した場合は、その旨を施術録に記載しておくこと。

(6) 金属副子等加算

ア 金属副子等加算の対象となるのは、使用した固定部品が金属副子、合成樹脂副子又は副木・厚紙副子（以下「金属副子等」という。）である場合に限ること。

イ 骨折、脱臼の整復及び不全骨折の固定に際し、特に施療上金属副子等による固定を必要としてこれを使用した場合に、整復料、固定料又は後療料の加算として算定できること。

なお、金属副子等の交換が必要となった場合は、2 回まで後療料に加算できることとし、金属副子等を使用又は交換した日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

ウ 金属副子等加算は、固定に使用した金属副子等の数にかかわらず、算定できるものであること。

なお、交換にあつては、

- ① 負傷部位の状態の変化により金属副子等の大きさや形状の変更が必要となった場合
- ② 金属副子等が破損した場合
- ③ 衛生管理上、交換が必要となった場合

であり、単なる交換の場合は算定できないものであること。

また、交換が必要となった理由を施術録に記載すること。

エ 金属副子等加算の所定金額には、金属副子等の費用及び包帯等の費用が含まれているものであること。

(7) 柔道整復運動後療料

ア 骨折、不全骨折又は脱臼に係る施術を行った後、運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものであること。

イ 柔道整復運動後療料は、1日につき320円とする。

ウ 柔道整復運動後療料の算定は、後療時に運動機能の回復を目的とした各種運動を20分程度行った場合に、負傷の日から15日間を除き、1週間に1回程度、1ヶ月（暦月）に5回を限度として算定できるものであること。

エ 当該負傷の日が月の15日以前の場合及び前月から施術を継続している者で、当該月の16日以降に後療が行われない場合には、当該月について2回を限度に算定できるものであること。

オ 当該負傷の日が月の16日以降の場合には、当該月について算定は認められないこと。

カ 1日における柔道整復運動後療料は、各種運動を行った部位数、回数を考慮しないものであること。

キ いわゆるストレッチングについては、柔道整復運動後療料を認められないこと。

ク 柔道整復運動後療料の算定となる日を支給申請書の「摘要」欄及び施術録に記載すること。

(8) 施術情報提供料

ア 施術情報提供料は、骨折、不全骨折又は脱臼に係る柔道整復師の応急施術を受けた患者について、保険医療機関での診察が必要と認められる場合において、当該患者が、柔道整復師の紹介に基づき、実際に保険医療機関を受診した場合に、紹介状の年月日が初検日と同一日である場合に限り算定できるものであること。

イ 紹介に当たっては、柔道整復師は事前に紹介先の保険医療機関と調整の上、別紙様式2により施術情報提供紹介書を作成し、患者又は紹介先の保険医療機関に交付しなければならないものであること。また、交付した文書の写しを施術録に添付しておくとともに、請求にあつては、支給申請書に同文書の写しを添付すること。

ウ 保険医療機関と電話等で予め連絡の上で紹介し、受診についても確認する等連絡を密にするとともに、紹介する保険医療機関の選定に際しては患者の利便性等も考慮すること。

エ 紹介先の保険医療機関については、骨折等の診療に適切と認められる診療科（例えば整形外科等）を標榜する保険医療機関とすること。

オ レントゲン撮影のために保険医療機関に紹介した場合及びレントゲンの

撮影を保険医療機関に依頼した場合については、算定できないものであること。

カ 柔道整復師が骨折、不全骨折又は脱臼であると判断して応急施術を行い、保険医療機関に紹介した場合であっても、紹介先の保険医療機関において骨折等でないと診断された場合は、やむを得ない場合を除き、原則として算定できないものであること。

キ 保険医療機関に紹介した患者について、一定期間の治療後に医師の指示により再度柔道整復師に後療を依頼された場合については、初検料は算定できないこと。なお、この場合、後療料等を算定できること。

#### (9) 明細書発行体制加算

ア 明細書発行体制加算は、患者から一部負担金の支払いを受けるときは明細書を有償で交付する施術所である旨をあらかじめ地方厚生（支）局長に届け出た施術所以外の施術所において、明細書を無償で交付する旨を施術所内に掲示し、一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で患者に交付した場合に、令和6年10月1日以降の施術分から、算定できるものであること。

イ 明細書発行体制加算は、同月内においては1回のみ算定できること。なお、患者の求めに応じて明細書を1ヶ月単位で交付する場合は、一部負担金の支払いを受けた当該月又は翌月に明細書を交付することになるが、ある月に複数月分の明細書を1ヶ月単位で交付した場合であっても、明細書発行体制加算は同月内においては1回のみ算定に限ること。

ウ 「柔道整復師の施術に係る療養費について（平成22年5月24日付け保発0524第2号）」別添1別紙の20又は別添2の20において明細書の無償交付が義務化されている施術所以外の施術所（以下「明細書交付義務化対象外施術所」という。）であって、明細書を有償で交付する施術所は、速やかに、レセプトコンピュータ設置の有無及び当該レセプトコンピュータの明細書交付機能の有無並びに明細書を有償で交付する施術所である旨等について、別紙様式3の1Ⅱ（明細書有償交付の実施に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

なお、当該届出を行った明細書交付義務化対象外施術所が、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、明細書発行体制加算を算定する月の前月末日までに、その旨を別紙様式3の1Ⅲ（明細書無償交付の実施（変更）等に関する届出）により施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届け出ること。

エ 厚生労働省においては、ウの別紙様式3の1Ⅱの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

なお、ウの別紙様式3の1Ⅲの届出に基づき、患者から一部負担金の支払いを受けるときに明細書の無償交付を開始するときは、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに厚生労働省のホームページから当該施術所名等を削除する。

## 第6 施術録について

- 1 療養費の支給対象となる柔道整復師の施術については、別添の記載・整備事項を網羅した施術録を患者毎に作成しておくこと。

なお、同一患者にあつては、初検毎又は負傷部位毎に別葉とすることなく、同じ施術録に記載すること。また、施術明細を書ききれない場合は、別紙に記載して施術録に添付しておくこと。

- 2 地方厚生（支）局長及び都道府県知事との協定及び契約又は関係通知等により、保険者等に施術録の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに応じること。
- 3 施術録は、施術完結の日から5年間保管すること。

## 第7 領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料について

地方厚生（支）局長及び都道府県知事との協定及び契約又は関係通知等により、保険者等又は柔整審査会から、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合に領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求められた場合は、速やかに応じること。

## 第8 一部負担金

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成20年9月22日付保発第0922002号）により、受領委任の取扱いとすることが認められている施術所において、患者から支払いを受けることとされている一部負担金に相当する金額は、健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に基づき、施術に要した費用に10分の1、10分の2又は10分の3を乗じた額であること。

- 2 施術所の窓口での事務の負担軽減を考慮し、患者が一部負担金を支払う場合の10円未満の金額については、四捨五入の取扱いとすること。

また、施術所の窓口においては、10円未満の四捨五入を行う旨の掲示を行う

ことにより、被保険者等との間に混乱のないようにすること。

なお、保険者又は市町村（特別区を含む。）が支給する療養費又は医療費の額は、10円未満の四捨五入を行わない額であることから、患者に交付する領収証や明細書に記載された一部負担金の合計額と、柔道整復施術療養費支給申請書に記載された一部負担金の額が異なる場合があること。

別紙様式1～別紙様式3の1 省略

別 添

施術録の記載・整備事項

1 施術録の記載項目

(1) 受給資格の確認

ア 保険等の種類

- ①健康保険（協・組・日） ②船員保険 ③国民健康保険（退）  
④共済組合 ⑤後期高齢 ⑥その他

イ 被保険者証等

- ①記号・番号 ②氏名 ③住所・電話番号 ④資格取得年月日  
⑤有効期限 ⑥保険者・事業所名称及び所在地 ⑦保険者番号 等

ウ 公費負担

- ①公費負担者番号 ②公費負担の受給者番号

エ 施術を受ける者

- ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④続柄 ⑤住所

オ 一部負担割合

0割・1割・2割・3割等

◎以上のことは被保険者証等から転記するほか、必要な事柄は患者から直接聞いて記載する。

◎月初めに適宜、保険証を確認するなど、必要な措置を講ずること。

(2) 負傷年月日、時間、原因等

正しく聴取して必ず記載すること。

- ① いつ  
② どこで  
③ どうして

(3) 負傷の状況、程度、症状等

近接部位の場合は、その旨表示又は図示すること。

(4) 負傷名

第1から第5までにおいて算定対象となる負傷名を記載すること。

(5) 初検年月日、施術終了年月日

(6) 転帰欄には、治癒、中止、転医の別を記載すること。

(7) 施術回数

(8) 同意した医師の氏名と同意日

(9) 施術の内容、経過等

施術月日、施術の内容、経過等を具体的に順序よく記載すること。

初検時相談支援の内容は、①及び②については、簡潔に記載するとともに、③については、説明した旨を記載すること。

- ① 日常生活動作上での励行事項や禁止事項（入浴、歩行、就労制限、運動制限等）
- ② 患部の状態や選択される施術方法などの詳細な説明（施術計画等）
- ③ 受領委任の取扱いについての説明（対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収証及び明細書の交付義務、申請書への署名の趣旨等）

(10) 施術明細

- ① 初検月日、時間外等の表示、初回施術、初検料（加算=休日・深夜・時間外）、往療料 km（加算=夜間・難路・暴風雨雪）、金属副子等、その他
- ② 再検料、往療料、後療料、罨法料、電療料、明細書発行体制加算、包帯交換、その他
- ③ 上記について施術後その都度、必要事項及び金額を記入すること。
- ④ 一部負担金、長期・頻回の特別の料金、長期・多部位の定額料金等、窓口徴収の金額は正確に記入すること。
- ⑤ 施術所見を記入すること。

(11) 施術料金請求等

請求年月日、請求期間、請求金額、領収年月日

(12) 傷病手当金請求等

傷病手当金証明に関する控えとして、労務不能期間、施術回数、意見書  
交付年月日

2 施術録の整理保管等

(1) 施術録は、療養費請求の根拠となるものなので、患者に施術を行った場合には、遅滞なく必要事項を正確に記入し、保険以外の施術録とは区別して整理し、施術完結の日から5年間保管すること。

(2) 施術録は、保険者等から施術内容について調査照会のあった場合は直ちに答えられるよう常時整備しておくこと。

(平成 11 年 10 月 20 日 保険発第 138 号)  
(平成 12 年 5 月 22 日 保険発第 106 号)  
(平成 12 年 12 月 27 日 保険発第 244 号)  
(平成 14 年 5 月 24 日 保医発第 0524001 号)  
(平成 14 年 9 月 27 日 保医発第 0927002 号)  
(平成 18 年 9 月 28 日 保医発第 0928001 号)  
(平成 22 年 5 月 24 日 保医発 0524 第 3 号)  
(平成 22 年 11 月 29 日 保医発 1129 第 1 号)  
(平成 25 年 4 月 24 日 保医発 0424 第 1 号)  
(平成 30 年 5 月 24 日 保医発 0524 第 1 号)  
(令和 2 年 5 月 22 日 保医発 0522 第 1 号)  
(令和 3 年 3 月 24 日 保医発 0324 第 1 号)  
(令和 4 年 5 月 27 日 保医発 0527 第 2 号)  
(最終改定 令和 6 年 5 月 29 日 保医発 0529 第 2 号)

#### 柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）

標記については、平成 11 年 10 月 20 日付老発第 682 号・保発第 144 号をもって通知されたところであるが、これに関する事項について、下記のとおり定めたので、関係者に対し周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないよう御配慮願いたい。

#### 1 柔道整復師の施術に係る療養費について

(1) 柔道整復師が受領委任の取扱いを届け出又は申し出た場合は、受領委任の取扱いの中止が行われた場合には、原則として中止後 5 年間は再登録又は再承諾をしないが、不正若しくは不当な請求の金額又はその金額及び件数の割合が軽微であると認められる柔道整復師については、受領委任の取扱いの中止後、2 年以上 5 年未満で受領委任の取扱いを再登録又は再承諾することができること。

また、次に掲げる場合に該当する柔道整復師から受領委任の取扱いの届け出又は申し出があった場合は、受領委任の取扱いを登録又は承諾しないことができること。

① 当該届け出又は申し出を行った柔道整復師が勤務しようとする施術所の開設者がこれまで開設していた施術所の施術に関し、当該開設していた施術所に勤務していた柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、当該中止後、原則として 5 年を経過しないとき

- ② 受領委任の取扱いの中止を受けた施術管理者に代えて施術所の開設者から施術管理者に選任された者であるとき
  - ③ 不正又は不当な請求に係る返還金を納付しないとき
  - ④ 二度以上重ねて受領委任の取扱いを中止されたとき
  - ⑤ 施術管理者又は開設者が関係法令若しくは通達又は協定・契約に違反し、地方厚生（支）局長又は都道府県知事から、その是正等について指導を重ねて受けたとき
  - ⑥ 施術管理者又は開設者が健康保険法、同法第65条第3項第3号に規定する政令で定める国民の保健医療に関する法律又は柔道整復師法に違反し罰金刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
  - ⑦ 施術管理者又は開設者が禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
  - ⑧ 施術管理者又は開設者が健康保険法第65条第3項第5号に規定する社会保険各法に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から3ヶ月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納付期限の到来した社会保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき
  - ⑨ 受領委任の取扱いの中止を逃れるために受領委任の取扱いを辞退して、その後しばらくして届け出又は申し出をしてきたとき
  - ⑩ 指導監査を再三受けているにも関わらず、指示事項について改善が見られず、再届け出時又は再申し出時を迎えたとき
  - ⑪ その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき
- (2) 今後、柔道整復師が患者から一部負担金を徴収した際の領収書及び施術明細書の交付について、より一層指導すること。
- (3) 地方厚生（支）局長及び都道府県知事は、柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領を別紙を参考にして定めること。
- (4) 改正後の受領委任の取扱いに係る協定及び契約の締結日を平成12年1月1日に統一するため、都道府県知事及び保険者等は、現に締結している協定及び契約の有効期限を平成11年12月31日にする等、所要の措置を講じられたいこと。

## 別紙

### 柔道整復施術療養費支給申請書の記載要領(参考例)

#### 第1 一般的事項

- 1 柔道整復師は、療養費を保険者に請求する場合は、別添様式により行うこと。
- 2 柔道整復施術療養費支給申請書(以下「申請書」という。)の用紙の大きさはA列4番とすること。
- 3 申請書に記載した数字等の訂正を行うときは、修正液を使用することなく、誤って記載した数字等を＝線で抹消の上、正しい数字等に記載すること。  
なお、申請書の記載に当たっては、黒若しくは青色のインク又は消すことができないボールペン等を使用すること。

#### 第2 記載上の留意事項

##### 1 保険者番号等の欄

###### (1) 「都道府県番号」欄について

別表1に掲げる都道府県番号表により、施術所の所在する都道府県の番号を記載すること。

###### (2) 「保険者番号」欄について

設定された保険者番号を記載すること。

###### (3) 「記号・番号」欄について

被保険者証等の記号及び番号を記載すること。

なお、記号と番号の間にスペース「・」又は「-」を挿入すること。

###### (4) 「保険種別」欄について

該当する保険種別を○で囲むこと。

1. 協・・・全国健康保険協会管掌健康保険
2. 組・・・組合管掌健康保険
3. 共・・・共済組合(国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合 等)
4. 国・・・国民健康保険
5. 退・・・退職者医療(国民健康保険法による退職者医療)
6. 後期・・・後期高齢者医療

###### (5) 「単併区分」欄について

該当する区分を○で囲むこと。

1. 単独・・・単独

2. 2 併・・・1 種の公費負担医療との併用
3. 3 併・・・2 種以上の公費負担医療との併用

(6) 「本家区分」欄について

該当する区分のうちいずれか1つを○で囲むこと。

なお、未就学者である患者（6歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう。以下同じ。）は「4」、高齢受給者又は後期高齢者医療受給対象者は「8」又は「0」を○で囲むこととし、また、公費負担医療については本人に該当するものとする。

ただし、国民健康保険の場合は、市町村国民健康保険であって被保険者（世帯主）と被保険者（その他）の給付割合が異なるもの及び国民健康保険組合については被保険者（世帯主（高齢受給者を除く。））は「2」、被保険者（その他（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。））は「6」を○で囲むこととし、それ以外（未就学者である患者及び高齢受給者を除く。）はいずれか一方を○で囲むこと。

2. 本人・・・本人
4. 六歳・・・未就学者
6. 家族・・・家族
8. 高一・・・高齢受給者・後期高齢者医療一般、低所得者
0. 高7・・・高齢受給者・後期高齢者医療7割給付

（注）後期高齢者医療一般のうち、1割負担の者と、2割負担の者の判別については、「給付割合」欄により行うため、特段の記載は必要ない。

(7) 「給付割合」欄について

国民健康保険、後期高齢者医療及び退職者医療の場合、該当する給付割合を○で囲むこと。

(8) 「公費負担者番号①」欄及び「公費負担者番号②」について

- ① 医療券等に記入されている公費負担者番号8桁を記入すること。
- ② 別表2「法別番号及び制度の略称表」に示す順番により、先順位の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に（以下「公費負担者番号①」欄に記載される公費負担医療を「第1公費」という。）、後順位の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に（以下「公費負担者番号②」欄に記載される公費負担医療を「第2公費」という。）を記載すること。
- ③ 保険者番号の変更はないが、同種の公費負担医療で住所変更により月の途中において公費負担者番号の変更があった場合は、変更前の公費負担医療に係る分を第1公費とし、変更後の公費負担医療に係る分を第2公費として取り扱うものとする。

- (9) 「公費負担医療の受給者番号①」欄及び「公費負担医療の受給者番号②」について

医療券等に記入されている受給者番号7桁を、第1公費については「公費負担医療の受給者番号①」欄に、第2公費については「公費負担医療の受給者番号②」欄に記載すること。

- (10) 被保険者等の「氏名」欄及び「住所」欄について

健康保険被保険者証等に記載されている各項目の内容を記載すること。  
また、被保険者等の郵便番号、電話番号の記入を求めること。

## 2 施術の内容欄

- (1) 「療養を受けた者の氏名」「生年月日」欄について

療養を受けた者の氏名及び生年月日を記載すること。

- (2) 「負傷の原因」欄について

次の各項目（④の項目については、船員保険に限る。）のうち該当するものを記載すること。

- ① 業務災害、通勤災害又は第三者行為以外の原因による。
- ② 第三者行為による。（交通事故、その他の事故）
- ③ 業務災害（通勤災害、第三者行為）の疑いがある原因による。  
（ ）

- ④ 職務上（通勤）の原因による。

（注1）②に該当するときは、（ ）内に交通事故、その他の事故の別を記載すること。

（注2）③に該当するときは、（ ）内に具体的な負傷の原因を記載すること。

また、3部位目を所定料金の100分の60に相当する金額により算定することとなる場合には、すべての負傷名にかかる具体的な負傷の原因を記載すること。

- (3) 「負傷名」欄について

- ① 「負傷名」欄には、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（昭和33年9月30日保発第64号厚生省保険局長通知）に規定する施術料算定の単位となる所定部位の名称及び負傷名を明確に記載すること。

なお、負傷名の記載に際しては、部位の左・右・上・下等を特定するとともに、次の名称を使用して差し支えないものとする。

(打撲の部)

- ア 背部(肩部を含む。) 背部打撲、肩部打撲又は肩甲部打撲
- イ 手根・中手部 手根部打撲又は中手部打撲

ウ	腰殿部	腰部打撲又は殿部打撲
エ	足根・中足部 (捻挫の部)	足根部打撲又は中足部打撲
ア	頸部	頸椎捻挫
イ	中手指・指関節	中手指関節捻挫又は指関節捻挫
ウ	腰部	腰椎捻挫
エ	中足趾・趾関節	中足趾関節捻挫又は趾関節捻挫

- ② 負傷名の記載の順序については、負傷年月日順(施術録の記載順)を原則とするが、通減率を勘案して、骨折、不全骨折及び脱臼については初検時のみ優先して記入して差し支えないこと。なお、初検時の負傷名の順序は、以後変更できないこと。
- (4) 「負傷年月日」欄について  
当該負傷部位に係る負傷した年月日を記載すること。
- (5) 「初検年月日」欄について  
当該負傷部位に係る初検年月日を記載すること。
- (6) 「施術開始」欄について  
申請対象月(期間)における当該部位について初めて施術を行った年月日を記載すること。
- (7) 「施術終了」欄について  
申請対象月(期間)における当該部位について最後に施術を行った年月日を記載すること。
- (8) 「実日数」欄について  
申請対象月(期間)における当該部位について施術を行った日数を記載すること。
- (9) 「継続月数」欄について  
初検日を含む月(ただし、初検の日が月の16日以降の場合にあっては、当該月の翌月)以降の連続する期間において1月につき10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を行っていた継続月数(初回月は「1」を記載。)を記載すること。  
なお、当該継続月数が五ヶ月を超えている施術(六ヶ月目)については、継続月数は「6」と記載し、以降、1月あたりの施術回数が10回未満の場合であっても、当該負傷部位が治癒・中止・転医する月まで、引き続き、継続月数を記載すること。
- (10) 「転帰」欄について  
治癒の場合は「治癒」、保険医療機関に引き継いだ場合は「転医」、施術を中止した場合及び他の事情で患者に対する施術を止めた場合は「中止」

を○で囲むこと。施術が継続中の場合は無表示とすること。

- (11) 「経過」欄について  
患部の状態、施術経過等を記載すること。
- (12) 「請求区分」欄について  
当該患者に係る申請書を初めて提出する場合(初検料を算定する場合は「新規」、第二回目以降の申請書を提出する場合は「継続」を○で囲むこと。  
患者の負傷が治癒した後、同一月内に新たに発生した負傷に対し施術を行った場合は、「新規」と「継続」の両方を○で囲むこと。
- (13) 「施術日」欄について  
施術を行った日を○で囲むこと。
- (14) 「初検料」欄について  
初検料を記載し、休日、深夜又は時間外加算を算定する場合は、該当する文字を○で囲んで加算額を記載すること。また、施術時間を「摘要」欄に記載すること。
- (15) 「初検時相談支援料」欄には、金額を記載すること。
- (16) 「再検料」欄には、金額を記載すること。
- (17) 「往療料」欄について  
往療した患家までの直線距離(km)、回数及び往療料を記載し、夜間、難路又は暴風雨雪加算を算定する場合は、該当する文字を○で囲んで加算額を記載すること。  
また、「摘要」欄に次の事項を記載すること。
  - a 歩行困難等真にやむを得ない理由
  - b 暴風雨雪加算を算定した場合は、当該往療を行った日時
  - c 難路加算を算定した場合は、当該往療を行った日時及び難路の経路
  - d 片道一六 km を超える往療料を算定した場合は、往療を必要とする絶対的な理由
- (18) 「金属副子等加算」欄には、使用又は交換した回数及び合計金額を記載すること。  
また、「摘要」欄に金属副子等を使用又は交換した年月日をそれぞれ記載すること。
- (19) 「柔道整復運動後療料」欄には、回数及び合計金額を記載すること。  
また、「摘要」欄に柔道整復運動後療料の算定となる日をそれぞれ記載すること。
- (20) 「明細書発行体制加算」欄には、金額を記載すること。  
また、「摘要」欄に明細書発行体制加算の算定となる日を記載すること。
- (21) 「整復料・固定料・施療料」欄、「逡減開始月日」欄、「後療料」欄、「冷

罨法料」欄、「温罨法料」欄、「電療料」欄、左側の「計」欄、中央の「計」欄、「長期」欄、「頻回」欄及び右側の「計」欄について

- ① 施術部位数が三部位以上の場合の三部位目の部分については、逓減率60%の欄に記載すること。

一部の部位に係る負傷が先に治癒したことにより逓減率が変更となった場合は、変更後の逓減率に応じた所定欄に記載するとともに、当該月日を「逓減開始月日」欄に記載すること。

また、6部位以降の負傷名については、「摘要」欄に記載し、6部位以降の当該施術に係る整復料、固定料及び施療料については、「整復料・固定料・施療料」欄の「(5)」の項に6部位以降を含めた合計金額を記載し、「摘要」欄にその旨を記載すること。

- ② 「後療料」欄には、単価、回数及び合計額を記載すること。

なお、長期・多部位の施術の場合の定額料金を算定する場合は、「後療料」欄の最下位欄に所定料金を記載すること。

- ③ 「冷罨法料」欄には、回数及び合計額を記載すること。

- ④ 「温罨法料」欄には、回数及び合計額を記載すること。

- ⑤ 「電療料」欄には、回数及び合計額を記載すること。

- ⑥ 左側の「計」欄には、後療料、冷罨法料、温罨法料及び電療料の合計額を記載すること。

- ⑦ 中央の「計」欄には、左側の「計」欄に記載された金額に所定の逓減率を乗じた金額を記載すること。

逓減率を乗じた金額に一円未満の端数が生じた場合は、その小数点以下一桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。

- ⑧ 「長期」欄には、五か月を超える施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)に係るものについて、長期逓減率(0・七五)を該当欄に記載すること。

- ⑨ 「頻回」欄には、1月あたり10回以上の施術(骨折又は不全骨折に係るものを除く。)を五ヶ月継続している施術(継続月数欄の記載が5以上)について、翌月(六ヶ月目)の当該施術から、長期頻回逓減率(0・五)を該当欄に記載すること。なお、この場合、上記⑧「長期」欄の長期逓減率の記載は不要とする。

- ⑩ 右側の「計」欄には、多部位の逓減のない負傷部位については左側の「計」欄の金額に長期逓減率(0・七五)又は長期頻回逓減率(0・五)を乗じた金額を、多部位の逓減がある負傷部位については中央の「計」欄の金額に長期逓減率(0・七五)又は長期頻回逓減率(0・五)を乗じた金額を、長期逓減に該当しない負傷部位については長期逓減率を乗じ

ない金額を、それぞれ該当欄に記載すること。

逓減率を乗じた金額に一円未満の端数が生じた場合は、その小数点以下一桁目を四捨五入することにより端数処理を行うものとする。

(22) 「摘要」欄について

- ① 医療機関からの依頼を受けて膝蓋骨骨折等の後療を算定した場合は、後療を依頼した医師又は医療機関名を記載すること。
- ② 長期・多部位の施術の場合の定額料金を算定中、一部の部位に係る負傷が先に治癒し、部位数が二部位以下となった場合は、二部位以下になった旨及び当該年月日を記載すること。  
この場合における一部位目及び二部位目に係る後療料、温罨法料等については、一部位目及び二部位目の所定欄を使用すること。
- ③ 以上のほか、負傷部位の所定欄に記載できなかった逓減率の変更等について記載すること。
- ④ 脱臼又は骨折の施術に同意した医師の氏名と同意日を記載すること。

(23) 「一部負担金」欄について

「一割」、「二割」、「三割」等の記載でも差し支えないこと。

(24) その他

「負傷年月日」欄、「初検年月日」欄、「施術開始」欄及び「施術終了」欄については、年月日の文字を省略して、「11.4.1」の例のように記載すること。

3 施術証明欄

柔道整復師は、申請書に記載した施術の内容等を確認の上、「柔道整復師氏名」欄に記名すること。

4 支払機関欄

療養費の支払先を記載すること。

5 登録記号番号欄

地方厚生（支）局長及び都道府県知事に登録されている番号を記載すること。

6 受取代理人への委任の欄

患者から受領委任を受けた場合は、「受取代理人への委任」欄に患者の自筆により被保険者の住所、氏名、委任年月日の記入を受けること。利き手を負傷しているなど患者が記入することができないやむを得ない理由がある場合には、柔道整復師が自筆により代理記入し患者からば印を受けること。

なお、委任年月日については、予め、機械打ち出しすることは差し支えないこと。

(平成 22 年 5 月 24 日 保医発 0524 第 3 号)  
(平成 30 年 5 月 24 日 保医発 0524 第 1 号)  
(令和 2 年 5 月 22 日 保医発 0522 第 1 号)  
(令和 4 年 5 月 27 日 保医発 0527 第 3 号)  
(最終改正 令和 6 年 5 月 29 日 保医発 0529 第 3 号)

柔道整復師の施術に係る療養費について（通知）

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正及び受領委任の取扱いの改正については、本日付け保発 0524 第 1 号及び保発 0524 第 2 号をもって通知されたところであるが、これらの取扱いについては、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏のないよう御配意願いたい。

## 記

### 1 (略)

### 2 領収証及び明細書の交付について

#### (1) 領収証の交付について

柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付しなければならないこと。

交付が義務付けられる領収証は、保険分合計及び一部負担金並びに保険外の金額の内訳が分かるものとし、別紙様式1を標準とする。

なお、2(2)①の別紙様式3又は別紙様式4を標準とする領収証兼明細書を交付する場合は、別に領収証を交付する必要はないこと。

#### (2) 明細書の交付について

##### ① 明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所

###### ア 明細書の無償交付

令和6年10月1日以降の施術分から、明細書交付機能が付与されているレセプトコンピュータを設置している施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付しなければならないこと。

###### イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるとともに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるとともに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必

要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

#### ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

- ② ①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所

#### ア 明細書の無償交付

①に該当しないが、施術所の判断により、一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、明細書を無償で交付することとする施術所においては、患者から柔道整復師の施術に係る療養費の一部負担金等の費用の支払いを受けるときは、正当な理由がない限り、明細書を無償で交付すること。

#### イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、

明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

#### ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、明細書を交付する旨を施術所内に掲示する等により明示するとともに、会計窓口には「明細書は、施術内容に関する情報が記載されるものです。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。」と掲示すること等を通じて、患者の意向を的確に確認できるようにすること。施術所内の掲示は別紙様式5を参考とすること。

#### エ 地方厚生（支）局長への届出

明細書発行体制加算の算定に当たっては、届出は要しないこと。

ただし、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のウに基づき、別紙様式3の1Ⅱにより地方厚生（支）局長に届出を行っている施術所については、明細書の無償交付を開始する月（明細書発行体制加算を算定する月）の前月末日までに、同通知の別紙様式3の1Ⅲにより、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。

#### オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エのただし書に規定する届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、厚生労働省のホームページ掲載から当該施術所名等を削除する。

### ③ ①及び②に該当しない施術所

#### ア 明細書の交付

①及び②に該当しない施術所においては、患者から明細書の発行を求められた場合には、明細書を交付すること。

明細書の交付の際の費用について、仮に費用を徴収する場合であっても、実費相当とするなど、社会的に妥当適切な範囲とすることが適当であり、実質的に明細書の入手の妨げとなるような高額な料金を設定してはならないものであること。

#### イ 明細書の記載内容、交付頻度、様式

明細書については、一部負担金等の費用の算定の基礎となった項目ごとに明細が記載されているものとし、具体的には、療養費の算定項目が分かるものであること。

また、明細書は、患者から一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付することが原則であること。ただし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付することも差し支えないこととし、この場合

は、施術日ごとの明細が記載されている明細書（施術日ごとの療養費の算定項目が分かるもの）である必要があること。

なお、明細書の様式は、一部負担金等の費用の支払いを受けるごとに交付する場合は別紙様式2又は別紙様式3を標準とし、患者の求めに応じて1ヶ月単位でまとめて交付する場合は別紙様式4を標準とするものである。

このほか、療養費の支給申請書の様式を活用し、明細書としての発行年月日等の必要な情報を付した上で交付した場合、レセプトコンピュータを使用せず、明細書をレジスターで印刷して、明細書として必要な情報を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をあらかじめ印刷しておき、金額等を手書きで記入した上で交付した場合、明細書の様式をパソコン等であらかじめ作成しておき、金額等を入力して印刷した上で交付した場合にも、明細書が交付されたものとして取り扱うものとする。

#### ウ 施術所内の掲示

患者への周知やプライバシーへの配慮の観点から、希望する患者には明細書を交付する旨（明細書交付の手続き、費用徴収の有無、費用徴収を行う場合の金額等を含む。）を施術所内に掲示する等により明示すること。施術所内の掲示は別紙様式6を参考とすること。

#### エ 地方厚生（支）局長への届出

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について（通知）」（平成9年4月17日付け保険発第57号厚生省保険局医療課長通知）の別紙の第5の4の（9）のウに基づき、明細書を有償で交付する月の前月末日までに、同通知の別紙様式3の1Ⅱにより、施術所の所在地の地方厚生（支）局長に届出を行うこと。

#### オ 保険者等への情報提供

厚生労働省においては、エの届出に基づき、届出が行われた日の属する月の翌月10日頃までに、明細書を有償で交付する施術所名、届出日、所在地、電話番号、施術管理者名、施術管理者登録記号番号を厚生労働省のホームページに掲載する。

別紙様式1～6 省略

3・4（略）